

建設業者の皆様へ

不正軽油に関係した人すべてに 罰則が科されます！

- 不正軽油製造業者に原材料や薬品、施設等を提供したら
拘禁刑 7年以下 罰金 700万円以下 法人罰金 2億円以下
- 製造承認を受けずに軽油を製造したら
拘禁刑 10年以下 罰金 1,000万円以下 法人罰金 3億円以下
- 不正軽油と知って運搬、購入・販売したら
拘禁刑 3年以下 罰金 300万円以下 法人罰金 1億円以下
- 承認を受けずに燃料炭化水素油(灯油、重油等)を自動車の内燃機関の燃料として販売、消費したら
拘禁刑 2年以下 罰金 100万円以下 法人罰金 100万円以下

不正軽油とは・・・

重油や灯油を不正に混ぜる等して造った軽油をディーゼル車の燃料として販売しているものです。

不正軽油の及ぼす影響

- 環境破壊(大気汚染)
排気ガス中のPM(粒子状物質)やNox(窒素酸化物)を増加させ、環境汚染の原因となります。
- 人体の危機(硫酸ピッチ等の不法投棄)
不正軽油の製造過程で発生する硫酸ピッチ等が不法投棄されると、土壤汚染のみならず、県民の健康を脅かします。
- 軽油引取税の脱税
県民のために使われるべき税金が失われることになります。



不正軽油を使用すると
エンジン等の不具合の
原因になります！

不正軽油防止の3つのスローガン
「買わない」「売らない」「使わない」

こんな事例ありませんか？

- 聞きなれない業者から極端に安い軽油の販売、売りこみがあった。
- ディーゼル車の燃料として、灯油や重油を販売又は使用している業者を知っている。
- 不審な施設に、車体にメーカーマークが入っていないタンクローリー車が頻繁に出入りしている。
- 不審な施設から、油の臭いや刺激臭がしたり、夜間も電気がついていたりする。
- 燃費が悪くなったり、馬力が落ちたりした。
- 燃料フィルターが目詰まりしたり、エンジンが故障したりした。
- 排気ガスの色が黒くなった。
- 購入した軽油が茶褐色である。または灯油くさい。
- 有限会社や株式会社と主張するが、商業法人登記はなく、代金の振込先も個人の口座を指定したり、他の会社の口座を指定又は現金取引である。
- 県外の業者であり、県内に事務所がない。
- 県外から軽油を配送してくる。
- 飛び込みや、電話、ファックスでセールスを行う。
- これまで購入してきた軽油の価格より1～2円安くするという。
- 連絡先の固定電話の応答がなく、携帯電話でないと連絡がとれない。

県では、不正軽油を追放・撲滅するため、燃料の採取調査や聞取り調査等を行って脱税業者の取締りを強化しています。

調査の際には、この趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。

なお、不正軽油の製造・販売・使用に関する情報は、下記までお寄せください。

不正軽油に関する情報提供先

- 不正軽油ホットライン
電話(フリーダイヤル) 0120-734-564
- 福岡県税務課軽油引取税広域調査係
電話 092-643-3348
メール zeimu@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県総務部税務課